

都市公園の移動等円滑化整備 ガイドライン【改訂第2版】事例集

2023(令和5)年3月

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

本事例集について	
1. 改正バリアフリー法への対応	
(1) 高齢者障害者等用施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務化	P6
(2) 高齢者・障害者等に対するバリアフリー情報の提供の努力義務化	P7
(3) 市町村に対するバリアフリー情報の提供の努力義務化	P9
2. 計画・設計段階からの当事者参加の推進	
(1) 計画・設計段階からの当事者参加の推進	P11
3. 「多機能トイレ」の利用集中、多様な利用者特性への対応	
(1) バリアフリースイートの機能分散の推進	P13
(2) 多様な利用者特性に対応したバリアフリースイート等の設備の充実	P15
(3) 便所全般のバリアフリー水準の底上げ	P21
(4) 制約条件がある場合のバリアフリースイートの取扱い	P27
4. 車椅子使用者等が円滑に移動できる出入口の改善	
(1) 出入口に設置する車止めの形状の見直し	P29
5. その他	
(1) 車椅子使用者用駐車施設の構造の見直し・適正利用の推進	P32
(2) 標識の配置・表示方法・情報内容の充実	P34
(3) 野外劇場・野外音楽堂の車椅子使用者用観客スペースの設置数等の改善	P39
(4) その他	P41

- 本事例集は、バリアフリー法に基づく都市公園における移動等円滑化に係る整備の内容を示した「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」を令和4年3月に改訂したことをふまえ、公園管理者による都市公園のバリアフリー化の取組みがより一層推進されるよう、ガイドラインの改訂内容について事例を交えて取りまとめたものです。
- 公園管理者におかれては、本事例集に掲載された事例の他、地方公共団体独自の取組や、類似施設で効果が上げられているバリアフリーの取組なども参考にしつつ、積極的に都市公園の移動等円滑化を進めていただくことを期待します。

1. 改正バリアフリー法への対応

- バリアフリー法改正により努力義務化された事項の記載の充実
 - ・ 高齢者障害者等用施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動
 - ・ 高齢者・障害者等に対するバリアフリー情報の提供
 - ・ 市町村に対するバリアフリー情報の提供

2. 計画・設計段階からの当事者参加の推進

- 計画・設計段階からの当事者参加を、都市公園のバリアフリー化の基本的考え方に位置付け

3. 「多機能トイレ」の利用集中、多様な利用者特性への対応

- 以下の観点から記載の充実・見直しをするとともに、「多機能トイレ」を「バリアフリートイレ」に改称
 - ・ 機能分散の推進
 - ・ 多様な利用者特性に対応したバリアフリートイレの設備の充実
 - ・ トイレ全般のバリアフリー水準の底上げ

4. その他

- 移動等円滑化基準の規定をガイドラインの内容と区別して記載
- バリアフリーを取り巻く状況変化に対応した記載の見直し
 - ・ 出入口の車止め
 - ・ 車椅子使用者用駐車施設
 - ・ 野外劇場等の車椅子使用者用観覧スペース 等

改訂のポイント、改訂内容、事例集

1. (1) 高齢者障害者等用施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務化

ガイドライン改訂のポイント

- 改正バリアフリー法で努力義務化された高齢者障害者等用施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動について、「第3章 都市公園の情報提供・利用支援に関するガイドライン」に「標準的な整備内容」として追加、公園管理者の参考となる具体的なツールを掲載

改訂前

(記載なし)

改訂第2版(P107)

3-2 高齢者障害者等用施設等の適正利用に関する広報啓発

<ガイドライン>

- 管理する新設特定公園施設の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定公園施設における車椅子使用者用駐車施設、バリアフリートイレ等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮について、ポスターの掲示、放送での呼びかけ等の広報活動及び啓発活動を行う。

参考 車椅子使用者用駐車施設、バリアフリートイレの適正利用推進
キャンペーンポスター



<車椅子使用者用駐車施設等>



<バリアフリートイレ>

出典:「高齢者障害者用施設等の適正利用推進キャンペーンポスター」2021年度 国土交通省
(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000011.html)

ガイドライン改訂のポイント

- 改正バリアフリー法で努力義務化された高齢者・障害者等に対するバリアフリー情報の提供について、「第3章 都市公園の情報提供・利用支援に関するガイドライン」に「標準的な整備内容」として追加、情報提供の方法について、記載の見直し・充実

改訂前

3-1 情報提供

(1)公園に関する事前の情報提供

① 情報提供の内容（関係箇所抜粋）

(記載なし)

- ◇移動等円滑化整備状況について、障害の程度に応じて(以下略)。
- ◇高齢者、障害者等が利用しやすい園路、駐車場、多機能便房の位置や、管理事務所などの位置等について、写真や地図を用いてわかりやすく情報提供を行うことが望ましい。

② 情報提供の方法（関係箇所抜粋）

- ◇ホームページによる情報提供を行う場合は、視覚障害者や文字の認識が難しい障害者等が利用するホームページ読み上げソフトやテキストブラウザなどに配慮することが望ましい。

(2)管理事務所における公園利用者への情報提供

① 情報提供の内容（関係箇所抜粋）

(記載なし)

- ◇移動等円滑化整備状況について、障害の程度に応じて(以下略)。
- ◇公園内の車いすで利用しやすい園路(以下略)。

改訂第2版(P99~104)

3-1 情報提供

(1)公園に関する事前の情報提供

① 情報提供の内容（関係箇所抜粋）

- 高齢者、障害者等に対し、高齢者、障害者等が特定公園施設を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供する。
- ◇移動等円滑化整備状況について、障害の程度に応じてどこで何ができるのか、高齢者や障害者等の利用の可否がわかるような情報の提供を行うことが望ましい。
- ◇高齢者、障害者等が利用しやすい園路(移動等円滑化園路)、階段や急な坂道などのバリア情報、管理事務所、駐車場、バリアフリートイレ等の位置や、便所・便房内にある設備・機能(オストメイト用設備については、汚物流し・簡易型のいずれが設置されているかを含む)等について、写真や地図を用いてわかりやすく情報提供を行うことが望ましい。

② 情報提供の方法（関係箇所抜粋）

- 障害者等が円滑にウェブサイト等を利用し必要な情報を得られるようにするために、文字の見やすさへの配慮(大きさ、カラーユニバーサルデザイン、コントラスト等)、テキストブラウザでの閲覧への配慮、音声読み上げへの対応、画像や動画等への代替テキストの表示、音声情報への字幕の追加、全てのコンテンツをキーボードのみで操作可能にすることなど、ウェブアクセシビリティを確保する。特に、PDFや画像で表現された情報は、視覚障害者が情報を得られない・得にくいことに配慮する。

(2)管理事務所における公園利用者への情報提供

① 情報提供の内容（関係箇所抜粋）

- 高齢者、障害者等に対し、高齢者、障害者等が特定公園施設を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供する。
- ◇移動等円滑化整備状況について、障害の程度に応じて(以下略)。
- ◇公園内の車椅子で利用しやすい園路(以下略)。

コラム

バリアフリー情報の提供方法

- 高齢者や障害者等が公園を利用する際に、自身の障害の程度に応じて必要な設備が備わっているか確認できるよう配慮する必要がある。
- 「情報通信白書令和4年版」によると、2021年のインターネット利用率（個人）は、スマートフォン（68.5%）がパソコン（48.1%）を20.4ポイント上回っている。こうした状況により、事前の情報提供においてはスマートフォン利用者に向けた情報提供の重要性が高まっている。スマートフォンによる情報収集のしやすさに配慮し、シンプルな操作、小さな画面に対応した情報量、ダウンロードが必要なPDFファイルによる情報提供を必要最小限にするなどの配慮が必要である。
- また、ウェブサイトによる情報提供は、視覚障害者が利用できるようにアイコンなども含め音声読み上げ機能等に対応するなどウェブアクセシビリティを確保することが重要である。



ウェブサイトは、PC版だけでなく、スマートフォン版でも情報提供を行っている例。



広大な公園のため、全体マップは、現地等で配布しているマップのPDF版を掲載。

1. (3)市町村に対するバリアフリー情報の提供の努力義務化

ガイドライン改訂のポイント

- 改正バリアフリー法で努力義務化された市町村に対するバリアフリー情報の提供について、「第3章 都市公園の情報提供・利用支援に関するガイドライン」に「標準的な整備内容」として追加、公園管理者の参考となる具体的なツールを掲載

改訂前

3-1 情報提供

(記載なし)

改訂第2版(P105~106)

3-1 情報提供

(3)移動等円滑化促進方針・移動等円滑化基本構想に基づく情報提供

<ガイドライン>

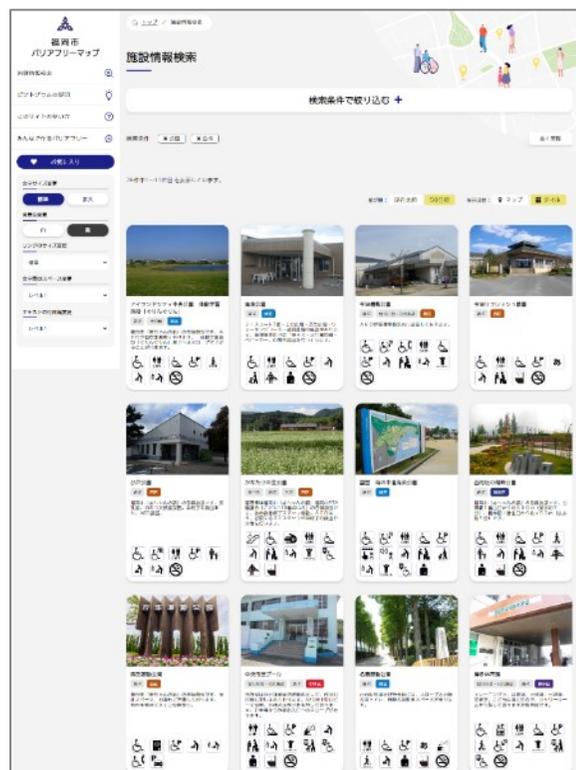
- 移動等円滑化促進方針又は移動等円滑化基本構想に基づき、移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあったときは、移動等円滑化の措置がとられた便所、駐車場等の施設の有無やその設置場所等、高齢者、障害者等が特定公園施設を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供する。

1. (3)市町村に対するバリアフリー情報の提供の努力義務化

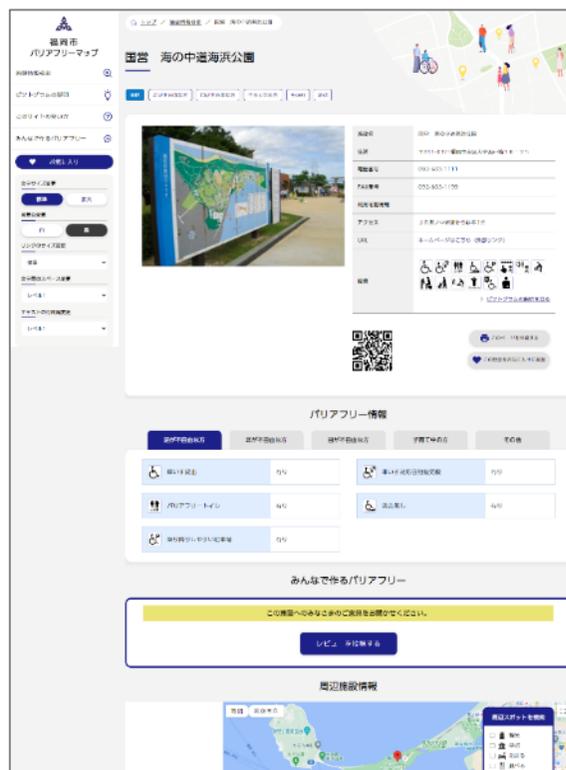
参考事例

福岡市バリアフリーマップ

- 福岡市では、バリアフリー法第24条に定める「移動等円滑化促進方針」及び、バリアフリー法第25条に定める「基本構想」としての位置づけも持つ「福岡市バリアフリー基本計画」に基づいて、誰もが安心して外出することができるように、市内の施設のバリアフリー設備等の情報をウェブサイト「福岡市バリアフリーマップ」で提供。
- 「福岡市バリアフリーマップ」では、公共施設から駅、商業施設、レジャー施設まで幅広い施設の情報を提供。また、施設管理者に対し、掲載情報の変更がある場合、掲載されていない施設でバリアフリー設備が整備されている施設がある場合の情報提供を依頼し、情報更新を行っている。



市立公園だけでなく、市内にある国営公園や県立公園も登録されている。



各施設の詳細情報ページには、施設のウェブサイトがリンクが張られ、さらに詳しい情報にアクセスできる。



PC版だけでなく、スマートフォン版でも情報提供。

出典:「福岡市バリアフリーマップ」福岡市(写真は令和4年度時点)

2. (1)計画・設計段階からの当事者参加の推進

ガイドライン改訂のポイント

- 公園の利用者特性や利用実態等に合ったものとする事が重要であることから、「都市公園のバリアフリー化の基本的考え方」において、計画・設計段階から高齢者・障害者等への意見聴取等を行うことを明記

改訂前

■計画・設計段階からの当事者参加に関する記載

(記載なし)

改訂第2版(P4)

■計画・設計段階からの当事者参加に関する記載

第1部 2. 都市公園のバリアフリー化の基本的考え方

(3)計画・設計段階からの当事者参加

バリアフリー化すべき公園施設の新設や改修等を行う場合は、都市公園移動等円滑化基準や本ガイドラインに沿ったものとするはもとより、計画・設計・管理の各段階で高齢者、障害者等を含めた多様な公園利用者や関係団体、専門家等からの意見聴取等を行い、整備や管理運営の内容に適切に反映させるなど、公園の利用者特性や利用実態等に合ったものとする事が重要である。

こうした取組を通じて相互理解が促進され、心のバリアフリー（様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと）が進むことも期待される。

事例 計画・設計段階における当事者参加(東京都練馬区豊玉公園)

(1)背景と目的

(以下略)

〈「みんなのタコ公園かいぎ」取組みの様子〉



・原寸大設計案を描き、配置や使い方を実寸大で確認



・園路幅員と色彩、ベンチとの距離を実験



・公園現地にて、計画・設計等の内容を説明するパネル展示

写真提供：(公財)練馬区環境まちづくり公社 みどりのまちづくりセンター

2. (1)計画・設計段階からの当事者参加の推進

参考事例

公園の改修に際して当事者の意見を把握し、改修計画に反映

- 主要な公園の改修・再整備に際しては、当事者参加による現地検・意見交換会を実施して問題点・要望・よかった点を把握し、改修計画に反映。
- 車椅子使用者、視覚障害者等の当事者団体が参加し、異なる障害のある利用者同士も意見交換できるようになっている。介助者も参加しており、介助者の意見も把握。



当事者参加により現地検を行い、問題点・よかった点などを把握。



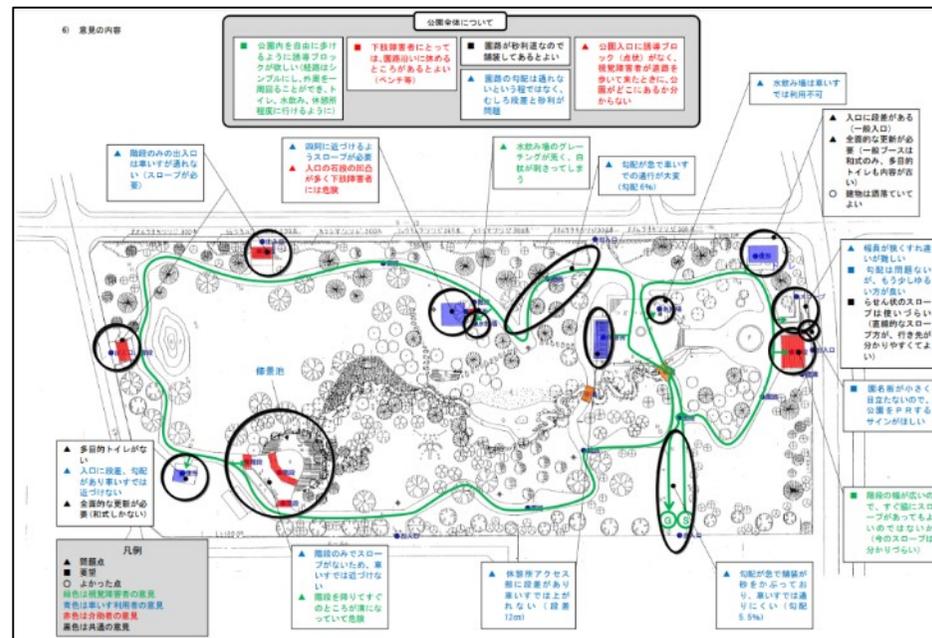
現地検後に、意見交換会を実施し、認識を共有。



意見を踏まえて、スロープを整備した箇所。



意見を踏まえて、パーゴラと広場の間にあった段差を解消。



当事者参加による現地検・意見交換会により出された問題点、要望、よかった点をマップに整理し、都市公園バリアフリー特定事業計画にとりまとめて、ウェブサイトに掲載。

3. (1)バリアフリートイレの機能分散の推進

ガイドライン改訂のポイント

- 「多機能便房」において、多様な利用者に対応できるよう設備や機能を集約した結果、利用が集中したことから、「多機能便房」が担ってきた機能を便所全体で分散して果たすよう、便所全体のバリアフリーの考え方の記載を充実
- 「多機能便房」から「バリアフリートイレ」に改称し、利用対象者（車椅子使用者・オストメイト・乳幼児連れ利用者等）の設備を設けることを明記
- 乳幼児用設備はバリアフリートイレ以外の一般便所にも設けることが望ましい旨を追加

改訂前

2-2-6 便所

<基準の趣旨>

(略)なお、本ガイドラインにおいては、第9条第2項※に適合する便房を「多機能便房」とする。「多機能」とは、車いす使用者が円滑に利用できる機能のほか、オストメイト対応や乳幼児連れ対応機能等、高齢者、障害者等が利用する機能を付加することをいう。また、多機能便房が独立して設けられる第10条※に該当する便所を「多機能便所」とする。

(5)便所全般の基準

<基準の趣旨>

車いす使用者以外の肢体不自由者や妊産婦、乳幼児連れの人や、オストメイトの人には、和式便器では利用できない場合等があるため、多機能便房に利用が集中してしまう場合がある。そのため、公園内のすべての便所において、高齢者、障害者等が利用しやすいよう配慮することが有効である。

<ガイドライン>

(記載なし)

改訂第2版(P68~85)

2-2-6 便所

<基準の趣旨> (関係箇所抜粋)

本ガイドラインにおいては、第9条第2項※に適合する便房を「**バリアフリートイレ**」と表記する。また、**バリアフリートイレ**が独立して設けられる第10条※に該当する便所を「**独立型バリアフリートイレ**」と表記する。

2-2-6 便所

(1)便所全般の基準

<基準の趣旨>

(略)肢体不自由者、妊産婦、乳幼児連れ、**高齢者**、オストメイトの人は、一般便房では利用できない場合等があるため、**バリアフリートイレ**に利用が集中してしまう場合があるため、公園内の全ての便所において、高齢者、障害者等が利用しやすいよう配慮することが有効である。**一般便房**において多様な特性に配慮した便房を設置する際、設備を付加するだけでなく、広さや出入口の幅を80cm程度確保することだけでも、当該便房を使用することができる車椅子利用者等の対象者が増える可能性が高い。多様な利用者を念頭に置き、一般便所内の配置等の検討がなされることが望ましい。

<ガイドライン>

⑦ 乳幼児用設備

◇乳幼児用設備を有する便房を1以上(男女別に設けるときはそれぞれ1以上)設置することが望ましい。

3. (1) バリアフリートイレの機能分散の推進

参考事例



一般便房に高齢者・障害者等の利用に配慮し、腰掛便座と手すりを設置。



一般便所の男子便房内に、ベビーチェアとおむつ交換台を設置。



一般便所において、通路の幅を広く設け、多様な利用者が利用しやすくなるよう配慮。



バリアフリートイレ内にオストメイト用設備、着替え台、ベビーチェア、おむつ交換台を設置。

ガイドライン改訂のポイント

- バリアフリートイレにオストメイト用設備として水洗器具が必須であることを明確化
- 当事者の意見等を踏まえ、オストメイト用設備及び車椅子利用に関する記載を充実

改訂前

2-2-6 便所

(3) 1) 多機能便所の基準

<基準の趣旨>

多機能便所は、段、標識、腰掛便座及び手すり、水洗器具、出入口の有効幅、戸、広さの基準を満たす必要がある。

なお、多機能便所は、車いす利用者の利用のみならず、オストメイト機能や乳幼児用ベッド等の設置により多機能化を図る上では、施設用途を十分に考慮し、利用しやすさを工夫することが有効である。

<ガイドライン>

④ 水洗器具等（関係箇所抜粋）

- 車いす利用者、オストメイト、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設置する。
- 車いすでの使用に配慮し、洗面器の下に床上60cm以上の高さを確保し、洗面器上面の標準的高さを80cm以下とする。よりかかる場合を考慮し、十分な取付強度を持たせる。
- ◇乳児連れの人の利用を考慮し、多機能便所内におむつ交換シート等を設置することが望ましい。

改訂第2版(P79～84)

2-2-6 便所

(4) バリアフリートイレの基準

<基準の趣旨>

バリアフリートイレは、段、標識、腰掛便座及び手すり、オストメイト用水洗器具、洗面器、出入口の有効幅、戸、広さの基準を満たす必要がある。

その際、利用しやすさを工夫することが有効である。

<ガイドライン>

⑥ オストメイト用設備（関係箇所抜粋）

- ◎オストメイトのパウチ等の洗浄ができる水洗器具を設ける。
- 上記の水洗器具は、パウチの洗浄や利用者がペーパー等で腹部を拭う場合を考慮し、温水が出る洗浄措置を備えた汚物流しとする。
- 汚物流しの洗浄装置付近の利用しやすい高さに、パウチなどの物を置ける十分なスペースを設置する。
- ストーマ装具の装着を確認するための鏡を設ける。

⑧ 洗面器、鏡（関係箇所抜粋）

- 車椅子での使用に配慮し、洗面器の下に床上65cm程度の高さを確保し、洗面器上端の高さを75cm程度とする。よりかかる場合を考慮し、十分な取付強度を持たせる。
- 鏡を設置する場合は、車椅子でも立位でも使用できるよう、低い位置から設置され十分な長さを持った平面鏡とする。

3. (2) バリアフリートイレ等の設備の充実(オストメイト設備・車椅子利用者への対応)

参考事例



温水が出るオストメイト用水洗器具、腹部を確認するための鏡、ストーマ装具等の小物を置ける棚を設置。



バリアフリートイレ内に手洗い器、洗面器、鏡を設置。呼出しボタンは便器に座った時だけでなく、床に倒れた時にも押せるよう2か所設置。



洗面器下に車椅子利用者の膝が入るスペースを確保。



高さの違う洗面器を設置し、洗面器下に車椅子利用者の膝が入るスペースを確保。鏡は車椅子でも立位でも使用できるように縦方向に十分な長さのあるものを設置。

3. (2) バリアフリートイレ等の設備の充実(乳幼児連れ利用者への対応)

ガイドライン改訂のポイント

- 乳幼児用設備をバリアフリートイレには「標準的な整備内容」、一般便房には「望ましい整備内容」として位置付け
- 乳幼児用設備が女子用便所にしか設置されていない場合があることから、男女別便所がある場合は、それぞれに設置することが望ましい旨を明記

改訂前

2-2-6 便所 (5) 便所全般の基準

(記載なし)

(3) 1) 多機能便房の基準

④ 水洗器具等 (関係箇所抜粋)

- ◇ 乳児連れの人の利用を考慮し、多機能便房内におむつ交換シート等を設置することが望ましい。

改訂第2版(P73、83)

2-2-6 便所 (1) 便所全般の基準

⑦ 乳幼児用設備

- ◇ 乳幼児用設備を有する便房を1以上(男女別に設けるときはそれぞれ1以上)設置することが望ましい。
- ◇ 乳幼児用設備を有する便房は、ベビーカーとともに入れる広さとし、ベビーチェア、おむつ交換台及び着替え台等を設置することが望ましい。
- ◇ 更なる機能分散を図る観点から、必要に応じて、上記の乳幼児用設備を有する便房に加えて、一般便房にベビーチェアを設置することが望ましい。
- ◇ ベビーチェアは、保護者が安心して利用することができるよう、便器に座った状態から手の届く範囲又は便器の前方の近接した位置に設けられることが望ましい。また、便房内の各種設備に乳幼児の手や足が届かないよう配慮することが望ましい。
- ◇ ベビーチェアを設置した便房では、ベビーチェアに座った乳幼児の手が届かない位置に、2つ目の鍵を設置することが望ましい。

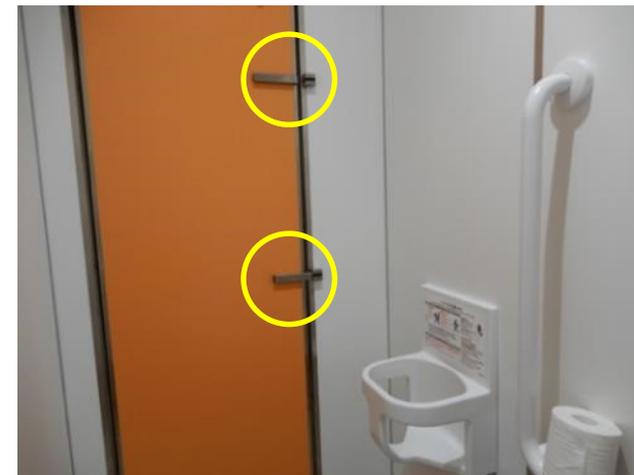
(4) バリアフリートイレの基準

⑩ 乳幼児用設備

- ベビーチェア及びおむつ交換台を設置する。
- 乳幼児用設備は、車椅子使用者が必要とするスペースを確保しつつ設置する。
- ◇ 便房内での配置については、保護者が安心して利用することができるよう、ベビーチェアが便器に座った状態から手の届く範囲又は便器の前方の近接した位置に設けられることが望ましい。また、便房内の各種設備に乳幼児の手や足が届かないよう配慮することが望ましい。

参考事例


ベビーチェア、おむつ交換台、幼児が立位姿勢でおむつ交換ができる着替え台を設置。着替え台には幼児が体を支える手すりを設置。



保護者が安心して利用できるよう、ベビーチェアに座った子どもの手が届かない場所に、2個目のカギを設置。



ベビーカーと一緒に入れる広めの便房。ベビーチェア、おむつ交換台を設置。



一般便所の乳幼児用設備を有する便房の外側。ベビーカーで入れる広い便房、おむつ交換台、ベビーチェア、幼児用便座、着替え台がある旨を表示。

ガイドライン改訂のポイント

- 車椅子の大型化を踏まえた便所の広さの記載を見直し
- バリアフリートイレに障害者等のおむつ替え用の大型ベッドの設置を「望ましい整備内容」として追加

改訂前

2-2-6 便所

(3) 1) 多機能便所の基準 (関係箇所抜粋)

⑦ 広さ

- 多機能便房内の広さは、車いす使用者が設備・備品等を使用できる等、車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保する。
- ◇便房の大きさは内法200cm×200cm以上とすることが望ましい。ただし、街区公園等の小規模な都市公園に限り設置される簡易型多機能便房にあつてはこの限りでない。

(記載なし)

改訂第2版(P79~84)

2-2-6 便所

(4) バリアフリートイレの基準 (関係箇所抜粋)

④ 広さ

- ◎バリアフリートイレ内の広さは、車椅子使用者が設備・備品等を使用できる等、車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保する。
- 便房の大きさは、各設備を使用でき、車椅子使用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを設け、かつ内法200cm以上×200cm以上とする(ライニング等(洗面器の背後にある配管収納等)は内法寸法に含めないものとする)。
- 新設の場合等、スペースが十分取れる場合は、電動車椅子で360°回転できるよう、直径180cm以上の円が内接できるスペースを設け、かつ内法200cm以上×200cm以上とする。
- 便器の正面及び側面に、車椅子使用者が車椅子を近づけて、便器に移乗するためのスペースを設ける。

⑪ 大型ベッド等

- ◇障害者等のおむつ替え用等に、折りたたみ式大型ベッド又は収納式の大型おむつ交換台を設置することが望ましい。大型ベッド等を設置する場合は、異性介助に配慮し、1以上の大型ベッド付き便房は、男女が共用できる位置に設けることが望ましい。大型ベッドを設置する際は、不適切利用に対する対策などに十分留意する。
- ◇上記の折り畳み式大型ベッド等を設置する場合、畳み忘れてあっても、車椅子での出入りが可能となるよう、車椅子に乗ったままでも畳める構造、位置とすることが望ましい。
- ◇大型ベッドを設置する際には、介助者の動きを考慮し、ベッドの両側に十分なスペースをとることが望ましい。

参考事例



大型車椅子に対応した広い便房。洗面器、オストメイト用設備、ベビーチェア、便器を設置。おむつ交換台は、機能分散で別の便房に設置。



広いバリアフリートイレ。手前にオストメイト用設備、おむつ交換台、着替え台あり。



大型車椅子に対応したバリアフリートイレ。おむつ交換台、おむつ専用ゴミ箱、汚物入れを設置。



広いバリアフリートイレ内に障害者等のおむつ交換、着替え等に対応した収納式的大型ベッドを設置。

3. (3) 便所全般のバリアフリー水準の底上げ(標識・出入口)

ガイドライン改訂のポイント

- 一般便房等を高齢者・障害者等が使用することを念頭に、段差の解消や案内図の設置、内部設備の表示等を「標準的な整備内容」に位置付け、視覚障害者の利用を踏まえた記載の追加など「便所全般の基準」の記載を充実

改訂前

■「(5) 便所全般の基準」の記載

① 標識

◇不特定多数の利用者が利用する便所の出入り口で、男女別、機能を分かりやすくする表示する標識を設置する場合は、ピクトグラムはJIS Z 8210に示された図記号等を基本として、独自にデザインする場合は、高齢者、障害者等の意見を聴取するなどにより使用することが望ましい。

(記載なし)

② 床面 (関係箇所抜粋)

◇出入口から内部まで床面は全て段差がなく、平坦とすることが望ましい。

改訂第2版(P71~74)

■「(1) 便所全般の基準」の記載

① 標識

- 男女別及び内部の構造を、便所の出入口付近の視覚障害者がわかりやすい位置に表示する。
- 便所内に車椅子使用者用の便房、オストメイト用設備を備えた便房、おむつ交換台、ベビーチェアなどの乳幼児用設備がある場合には、出入口付近にその旨を表示する。また、上記の設備がある便房の外側扉にも、便房内にある設備が便房の外からわかるように表示する。
- 便所内部の配置等をわかりやすく表示した案内図は、視覚障害者の利用に配慮し、点字等による表示や触知案内図を兼ねたものとする。
- 男女別、機能をわかりやすくする表示する標識を設置する場合は、ピクトグラムはJIS Z 8210に示された案内図記号等を基本とする。
- ◇標識を独自にデザインする場合は、高齢者、障害者等への意見聴取などを行った上で使用することが望ましい。
- ◇必要に応じて、音声による案内・誘導を行うことが望ましい。

② 出入口

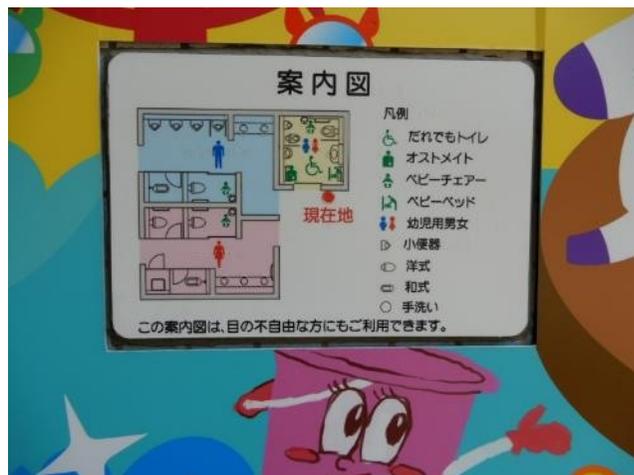
- 出入口の有効幅は、80cm以上とする。
- 便所の出入口には、高齢者、障害者等が通過する際に支障となる段を設けないこと。やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設する。傾斜路を設ける場合は、傾斜路の基準を満たすこと。

③ 床面・段 (関係箇所抜粋)

- 床面は全て段差がなく、平坦とする。

3. (3) 便所全般のバリアフリー水準の底上げ(標識・出入口)

参考事例



便所出入口付近に、男女別便所・バリアフリートイレの配置、設備機能を分かりやすく表示した案内図(触知案内図)を設置。



車椅子対応、オストメイト、おむつ交換台、ベビーチェア等の設備を設置している旨をピクトグラムで表示。



便所に放送設備を備え、音声によるバリアフリートイレの案内・誘導を行っている。



便所の出入口の幅員は広く、高齢者や車椅子利用者等スムーズに通行できる平坦なアプローチを確保。

3. (3) 便所全般のバリアフリー水準の底上げ(便器・便房)

ガイドライン改訂のポイント

- 一般便房等を高齢者・障害者等が使用することを念頭に、腰掛便座や手すりの設置等を「標準的な整備内容」に位置付け、子どもの利用、視覚障害者の利用を踏まえた記載の追加など「便所全般の基準」の記載を充実
- 全ての利用者に対する利便性向上の観点から、フック・手荷物棚の設置など「便所全般の基準」の記載を充実

改訂前

③ 男子用小便器

(記載なし)

⑤ 大便器

- ◇腰掛便座及び手すり付きの便房を1以上設けることが望ましい。
なお、多機能便房が設けられた便所においても、多機能便房以外に腰掛便座及び手すり付きの便房を1以上設けることが望ましい。
- ◇手すりの設置位置に対し、便器洗浄ボタン、呼び出しボタン、紙巻器等が使用しやすいように配慮することが望ましい。

⑥ 便器洗浄ボタン等

- ◇視覚障害者や上肢不自由者等の使用に配慮し、便器の横壁面に紙巻器、便器洗浄ボタンを設ける場合はJIS S 0026に基づく配置とすることが望ましい。

改訂第2版(P71~74)

④ 男子用小便器 (関係箇所抜粋)

- 小便器の脇には杖や傘などを立てかけるフック等を設け、小便器正面等に手荷物棚を設置する。

⑤ 大便器・便房

- ◇車椅子使用者が必要とする広さや設備、乳幼児用設備を有する便房では、戸の有効幅を80cm以上とすることが望ましい。
- 便所内に腰掛便座を1以上設置した上、その便房の便器周辺には手すりを設置するなど高齢者・障害者等の利用に配慮したものとする。
- ◇高齢者等の足腰の弱っている利用者にとって、和式便器の利用は困難を伴うため、便座は腰掛便座とすることが望ましい。
- ◇和式便器を設置する場合には、和式便器の周囲の壁に手すりを設置するなど、高齢者・障害者等の利用に配慮したものとすることが望ましい。
- 便房内には利用者の出入りに考慮した余裕を確保する。
- ◇弱視(ロービジョン)、色覚多様性(色覚異常)の利用者等に配慮し、戸には確認しやすい大きさ、色により使用可否を表示することが望ましい。また、色だけでなく「空き」、「使用中」等の文字による表示も併記することが望ましい。
- 便器の横壁面に紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出しボタンを設ける場合、形状、色、配置はJIS S 0026 にあわせたものとする。
- 便房内には、杖や傘などを立てかけられるフック等、手荷物を置く棚等を設置する。
- ◇子どもの利用が特に多い公園では、必要に応じて、幼児用便器・幼児用便座の設置を検討することが望ましい。

3. (3) 便所全般のバリアフリー水準の底上げ(便器・便房)

参考事例



杖等を掛けるフック、正面に手荷物棚、出入口に近い小便器には手すりを設置。また、仕切りがあることで、視覚障害者が小便器の位置を認識できる利点がある。



便器の横壁面に紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出しボタンを設置する場合は、JISに適合(形状、色、配置)して設置。



幼児用の便房(大便器)、小便器、手洗い器を設置した子ども用トイレ。



一般便房の和式便器に手すりを設置。

3. (3) 便所全般のバリアフリー水準の底上げ(各種設備)

ガイドライン改訂のポイント

- 一般便房等を高齢者・障害者等が使用することを念頭に、手すりの設置等を「標準的な整備内容」に位置付け、子どもの利用や視覚障害者の利用を踏まえた記載の追加など「便所全般の基準」の記載を充実

改訂前

(記載なし)

(記載なし)

(記載なし)

(記載なし)

改訂第2版(P71~74)

⑥ 洗面器、鏡等

- 洗面器は、もたれかかった時に耐えうる強固なものとするか、又は、手すりを設けたものを1以上設置する。
- 車椅子使用者の利用を想定する場合、洗面器の下に床上60~65cm程度の高さを確保し、洗面器上端の高さを75cm程度とする。
- 蛇口は、センサー式、レバー式などとする。
- ◇車椅子使用者の利用を想定する場合、鏡は洗面器にできる限り近い位置を下端とし、高さ100cm以上とすることが望ましい。
- ◇子ども等の利用に配慮し、高さ55cm程度、奥行き45cm程度(吐水口に手が届きやすい)の洗面器も設けることが望ましい。
- ◇洗面台の近くにベビーチェアを設けることが望ましい。
- ◇蛇口から出る水が飲用不適の場合は、その旨を蛇口付近の見やすい場所に表示することが望ましい。

⑧ 設備と内装のコントラスト

- ◇弱視者(ロービジョン)のため、便所内の設備と内装のコントラストを明確にすることが望ましい。

⑨ 明るさ

- 便所、便房の利用に支障のないよう、照明等により、十分な明るさを確保する。

⑩ 緊急時通報

- ◇視覚障害者や聴覚障害者にも配慮し、緊急事態の情報を音声及び光によって提供できる設備(フラッシュライト等)を備えることが望ましい。

3. (3) 便所全般のバリアフリー水準の底上げ(各種設備)

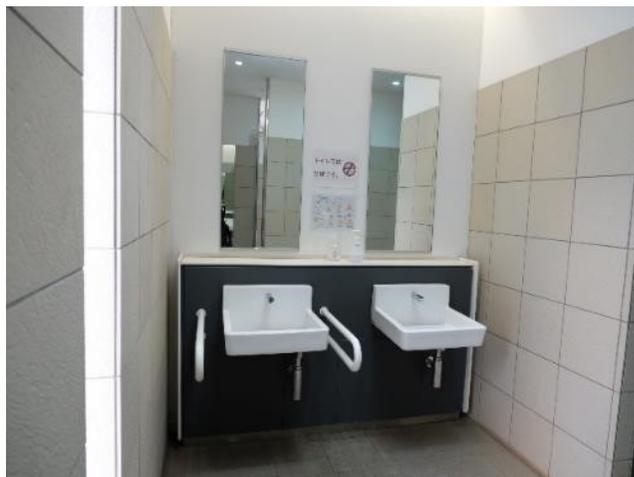
参考事例



洗面器周りの改修整備により、もたれても丈夫な手すりを設置、子どもの利用に配慮した洗面器を設置。



小便器と壁でコントラストがついており、弱視者(ロービジョン)でも認識しやすい。



車椅子使用者に配慮して、床と洗面器の空間を約60cm程度を確保、鏡は低い位置に、洗面器の蛇口はセンサー式(自動水洗)を設置。



夜間の便所の利用に支障がないよう、便所内と便所周辺は十分な明るさを確保。

3. (4)制約条件がある場合のバリアフリートイレの取扱い

ガイドライン改訂のポイント

- H24年改訂ガイドラインの「簡易型多機能便房」は、現在のバリアフリーの観点からは必ずしも十分な措置とはいえないことから項目を削除
- 既存トイレの改修など制約条件がある場合において、最低限確保すべき面積・設備等を記載

改訂前

■「簡易型多機能便房」の削除 / 改修時等の制約がある場合の最低限の整備水準の記載

2-2-6 便所

(3) 2)簡易型多機能便房

<基準の趣旨>

多機能便房を設置すること原則とするが、街区公園等小規模な都市公園のため設置が困難でやむを得ない場合に限り、簡易型多機能便房の設置で代えることができる。

<ガイドライン>

- 腰掛け式の便器を設置し、周辺に手すりを設置する。
- ◇正面から入る場合は奥行き190cm以上×幅90cm以上の広さと有効幅80cm以上の出入口、側面から入る場合は奥行き220cm以上×幅90cm以上の広さと有効幅90cm以上の出入口を確保することが望ましい。
- ◇戸の握り手は戸の内側の左右両側に設置することがなお望ましい。

改訂第2版(P79~82)

■「簡易型多機能便房」の削除

2-2-6 便所

~~(3) 2)簡易型多機能便房~~

(削除)

■改修時等の制約がある場合の最低限の整備水準の記載

2-2-6 便所

(4)バリアフリートイレの基準（関係箇所抜粋）

④ 広さ

- 改修時などで、面積や構造等の制約により、やむを得ず内法200cm以上×200cm以上を確保できない場合においては、正面から入る場合は有効奥行き200cm以上、有効幅130cm以上のスペースと有効幅80cm以上の出入口、側面から入る場合は有効奥行き180cm以上、有効幅150cm以上のスペースと有効幅80cm以上の出入口を確保すること。

⑥ オストメイト用設備（関係箇所抜粋）

- 改修時などで、面積や構造等の制約により、やむを得ず汚物流しを設けることができない場合においては、簡易型オストメイト用設備を設ける。
- 簡易型オストメイト用設備を設置する場合は、当該設備では利用が難しい人がいることを踏まえ、簡易型であることがわかる表示を便房の戸に設置する。

3. (4) 制約条件がある場合のバリアフリートイレの取扱い

コラム

使いやすいオストメイト用設備にするために

— 当事者からの声 —

- 簡易型オストメイト用設備は、面積や構造等の制約により汚物流しの設置が困難な場合はやむを得ないが、排泄物の処理、装具の交換を行う際、床に跪いて腹部を出して作業しなければならず、大変困難。高齢者はしゃがむことが難しくなるため、立ったまま作業できる汚物流しが必要。新設、改修時には、簡易型ではないオストメイト用設備を設置して欲しい。
- 脱いだ服、装具交換に必要な小物を置く場所が欲しい。腹部に付いた排泄物を拭くため、手の届く範囲にトイレットペーパーが必要。パウチから排泄物を出す時、腹部等をきれいにする時に温水が出るとうい。
- 公園の出入口付近に、オストメイト用トイレがあることがわかるように表示して欲しい。オストメイト用トイレがどこにあるかわかると、外出が容易になる。やむを得ず簡易型オストメイト用設備を設置する場合は、簡易型であることがわかるように表示して欲しい。



簡易型オストメイト用設備を設けたバリアフリートイレ入口に「オストメイト用設備／オストメイト」の表示はあるが、入ってみないと簡易型オストメイト用設備であることがわからない



出入口付近の案内サインにオストメイト用トイレがあることがわかるよう表示

4. (1) 出入口に設置する車止めの形状の見直し

ガイドライン改訂のポイント

- 車止めの上部が突出していた場合、大型車椅子やベビーカーが通行できないことがあることから、最上端まで有効幅を確保することを「移動等円滑化基準に基づく整備内容」として明記
- 車止めの複数列配置や特殊な形状などでは、通行に支障を来す場合があることから留意事項を追加

改訂前

■「出入口の基準」の記載

① 有効幅

《車止めを設ける場合》

- 車止めを設ける場合は、車いす使用者が通過しやすいよう、1以上の車止めの間隔について、有効幅90cm以上を確保する。
- 公園利用者の安全確保ため、半円形の車止めや回転しながら進入する車止めを設置する場合は、車いす使用者等の通行に支障のない構造とする。



改訂第2版(P37~40)

■「出入口の基準」の記載

① 有効幅

《車止めを設ける場合》

- ◎車止めを設ける場合は、車椅子使用者が通過しやすいよう、1以上の車止めの間隔について、有効幅90cm以上を確保する。
- ◎有効幅については、車止めの最上部まで90cm以上を確保したものとする。
- 車止めを複数列配置する場合は、車椅子使用者等が円滑に通行できるような配置とする。
- 半円形の車止めや回転しながら進入する車止め等の特殊な形状の車止めは、車椅子使用者等の通行に支障を来す場合があることから、公園の立地や利用状況を踏まえて必要性等を慎重に検討するとともに、車椅子の寸法や回転性能等を考慮したものとする。
- ◇車止めは、白杖で認知しやすい形状や弱視者（ロービジョン）等が認知しやすいものとするのが望ましい。
- ◇避難場所等になっている公園に車止めを設置する場合は、可動式のものを設置するのが望ましい。
※車両の進入防止等を目的として、可動式のプランター等を設置する場合においても、《車止めを設ける場合》のガイドラインに準じたものとするのが望ましい。

4. (1) 出入口に設置する車止めの形状の見直し

参考事例



出入口の一部に大型車椅子、ベビーカー等が通行できる広い開口幅を確保。



白杖で認知しやすい形状の車止めを設置。



車止めを複数列配置する場合は、飛び出し防止に配慮し、車椅子やベビーカーがスムーズに通行できる開口幅を確保。



道路への飛び出し防止のため、車椅子等に配慮した広い開口部を確保しながら、公園入口と歩道の両方に車止めを設置。

4. (1) 出入口に設置する車止めの形状の見直し

コラム

車椅子使用者は通行できますか

- 出入口の車止めで、移動等円滑化基準を満たす有効幅90cmが確保されていても、右図の写真のように車止めの形状、配置の仕方によって、車椅子使用者等の通行が困難な場合もある。
- そのため、今回のガイドライン改訂では、車止めの最上部まで有効幅を確保することを明記し、半円形の車止めや回転しながら進入する車止めなどの特殊な形状の車止めは、設置に慎重を期すよう記載した。
- あわせて、車止めの形状や配置が車椅子使用者やベビーカーにとって円滑に通行できるか十分に検討する必要がある。



車止めの寸法によっては、車椅子使用者が通行しにくい、通行できない場合がある。



上部の突出部分が車椅子、ベビーカーなどに引っ掛かって通行できない。

参考 ハンドル形電動車椅子の寸法(全長・全幅)及び回転性能)

単位:mm

■ 最大寸法

区分	最大寸法
全長(L ₀)	1200
全幅(W ₀)	700
全高(H ₀)	1200

■ 回転性能

- 1.2M形(タイプI)
- 1.0M形(タイプII)

幅1.2mの直角路を曲がらなければならない。
 a) 幅0.9mの直角路を5回まで切返して曲がれなければならない。
 b) 幅1.0mの直角路を切返しなしで曲がれなければならない。
 c) 1.8m未満の幅で180°の回転ができなければならない。

出典:JIS T9208 ハンドル形電動車椅子



手で回転させながら進入するタイプの車止め。上肢に障害がある場合などは通行できない。



車止めの配置の仕方によっては、車椅子が通行できない。

5. (1)車椅子使用者用駐車施設の構造の見直し・適正利用の推進

ガイドライン改訂のポイント

- 車椅子使用者用駐車施設について、後部ドアから乗降するタイプの車椅子用リフト付福祉車両等に対応した奥行き確保など、構造に関する記載の見直し・充実
- 車椅子使用者用駐車施設の不適正利用により、車椅子使用者が利用できない状況も発生していることから、適正利用推進に向けた方策の追加

改訂前

2-2-5 駐車場（関係箇所抜粋）

<基準の趣旨>

（略）

<ガイドライン>

2)車椅子使用者用駐車施設の構造

- 幅は350cm以上とする。
- 駐車施設と通路の間には、段を設けない。
- 駐車施設の表面は、滑りにくく平坦な仕上げとする。

3)車椅子使用者用駐車施設の表示

（記載なし）

- 車いす使用者用駐車施設は、障害者優先の旨を床面に国際シンボルマークで表示する。
- ◇車いす使用者用駐車施設には、車いす使用者の円滑な乗降のためのスペースを確保し、そのスペースを白い斜線で表示することが望ましい。
- ◇駐車場の出入口付近に公道に向けて、当該駐車場が車いす使用者用駐車施設を備えていることがわかる標識を設置することが望ましい。

改訂第2版(P64~67)

2-2-5 駐車場（関係箇所抜粋）

<基準の趣旨>

（略）**駐車場には、車椅子使用者用駐車施設等の位置をわかりやすく示し、また不適正利用を防止するための表示板等を設ける。**

<ガイドライン>

2)車椅子使用者用駐車施設の構造

- ◎幅は350cm以上とする。
- ◇奥行きについては、公園の利用状況に応じて、車椅子用リフト付福祉車両等の駐車や乗降にも配慮することが望ましい。
- 駐車施設と通路の間には、段を設けない。
- 駐車施設の表面は、滑りにくく平坦な仕上げとする。
- 水勾配が必要な場合を除き、舗装は水平とする。
- ◇雨天時の乗降に困難が生じないよう、車椅子使用者の乗降に必要なスペースは屋根を設けることが望ましい。
- 屋根を設ける場合には、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等の車両高さ（230cm以上）に対応した必要な有効高さ（梁下高さ等）を確保する。（改修等での対応が困難な場合を除く。）

3)車椅子使用者用駐車施設の表示

- ◎車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をする。
- 車椅子使用者用駐車施設には、表示板や表面への国際シンボルマークの塗装等の見やすい方法で、車椅子使用者用駐車施設であることを表示する。
- ◇~~車いす使用者用駐車施設には、（略）そのスペースを白い斜線で表示することが望ましい。~~
- ◇駐車場の出入口付近に公道に向けて、当該駐車場が車椅子使用者用駐車施設を備えていることがわかる標識を設置することが望ましい。

5. (1)車椅子使用者用駐車施設の構造の見直し・適正利用の推進

参考事例



駐車区画の表面に塗装で、駐車区画の後ろに置き型サインで国際シンボルマークを表示。



車椅子使用者用駐車施設に国際シンボルマークとパーキング・パーミット制度の対象者を大きく表示。



車椅子用リフト付福祉車両（バンタイプでは後部ドアの開閉が通常）の乗降に配慮した有効幅と奥行を確保した駐車区画。



主要施設に近い場所に車椅子使用者用駐車施設を設置。

5. (2)標識の配置・表示方法・情報内容の充実

ガイドライン改訂のポイント

- 標識は高齢者・障害者等、多様な利用者の利用に配慮した配置、表示方法、情報内容とする必要があることから、記載を充実

改訂前

2-2-8 掲示板・標識

(2)標識

<基準の趣旨>

標識には、公園施設の配置や経路を示す案内板、園内外からの誘導を行う標示板等があり、公園利用の利便性、安全性の向上を図る上で重要な施設であることから、高齢者、障害者等にとって見やすい構造、配置とする必要がある。

標識の表示方法は、(以下略)。

<ガイドライン>

③ 配置等 (関係箇所抜粋)

- 基準を満たす案内板を移動等円滑化園路の出入口や駐車場の付近に配置する。

改訂第2版(P88~96)

2-2-8 掲示板・標識

(2)標識

<基準の趣旨>

標識には、案内・誘導・位置・規制・解説・触知案内図等の6種のサインを動線に沿って適所に配置して、移動する利用者への情報提供を行う。これらの標識は、複数の機能を兼ねたものとする事もできる。

- ・案内サイン:公園施設の配置や経路を示すサイン
- ・誘導サイン:公園施設等の方向を指示するサイン
- ・位置サイン:公園施設等の位置を告知するサイン
- ・規制サイン:注意・禁止事項を告知するサイン
- ・解説サイン:施設や見どころ等を説明するサイン
- ・触知案内図等:点字や触知記号等で設備等の位置や方向を示すサイン

標識の表示方法は、(以下略)。

<ガイドライン>

① 配置等 (関係箇所抜粋)

- ◎移動等円滑化基準に適合する特定公園施設の配置を表示した案内サインを設ける場合は、そのうち1以上は、基準を満たす案内サインを移動等円滑化された出入口に配置する。
- 移動等円滑化基準に適合する特定公園施設の配置を表示した案内サインを設ける場合は、基準を満たす案内サインを駐車場の付近に配置する。
- ◇主要な出入口に案内サインを配置することが望ましい。
- ◇主要な分岐点等に案内サイン又は誘導サインを配置(以下略)。
- ◇主要な出入口・駐車場等に触知案内図等を配置(以下略)。

5. (2) 標識の配置・表示方法・情報内容の充実

参考事例



最寄り駅や周辺道路なども案内図に表示し、利用者が必要とする公園内外の情報を提供行っている総合案内板。



園路の主要な分岐点に園内マップ付きの誘導サインを設置。



車椅子で近づきやすい場所に、見やすさに配慮した総合案内板を設置。案内板の場所を知らせる位置サインを併せて設置。



公園出入口脇の分かりやすい場所に、触知案内図付の案内板、総合案内板、周辺案内板を設置。

5. (2) 標識の配置・表示方法・情報内容の充実

改訂前

② 表示（関係箇所抜粋）

- 表示内容が容易に読み取れるような文字の大きさ、明度、色相又は彩度とする。
- ◇平仮名、ピクトグラム、ローマ字等による表示を併用することが望ましい。

(小見出しなし)

③ 配置等（関係箇所抜粋）

- 公園全体の案内図には、車いす使用者等が利用可能な施設に、国際シンボルマーク等により、その旨を表示する。

改訂第2版(P88～96)

③ 表示方法（関係箇所抜粋）

- ◎標識は、表示内容が容易に識別できるものとする。
- 表示内容が容易に読み取れるような文字の大きさとする。
- ◇主要な公園施設などの用語には英語、地名にはヘボン式ローマ字つづりを併記することが望ましい。
- ◇規制サインや解説サインで子ども向けに情報提供を行う場合は、わかりやすい文章やピクトグラム等を用いることが望ましい。
- 標識の図色と地色の明度、色相又は彩度の差を大きくすること等により容易に識別できるものとする。
- 色覚多様性（色覚異常）の利用者に配慮し、見分けやすい色の組み合わせを用いて、表示要素毎の色の明度、色相又は彩度の差を確保した表示とする。
- 触知案内図等において、点字により表示する場合の表示方法はJIS T 0921にあわせたものとし、触知案内図により表示する場合の表示方法は JIS T 0922 にあわせたものとする。

④ 表示する情報内容（関係箇所抜粋）

- 案内サインには、移動等円滑化園路又は階段や急な坂道などのバリア情報、便所（便所・便房内にある設備・機能の情報を含む）、管理事務所・駐車場等の主要な公園施設等を表示する。
- 案内サインには、車椅子使用者等が利用可能な施設に、国際シンボルマーク又はJIS Z 8210の「障害のある人が使える設備」等により、その旨を表示する。

5. (2) 標識の配置・表示方法・情報内容の充実

参考事例



情報量が多過ぎると分かりにくくなるため、主要施設名とピクトグラムで必要な情報を絞り込んで表示。



文字は読みやすいUDフォントを使用し、図色と地色のコントラストに配慮した表示。



誘導サインには主要施設・最寄り駅の方角と距離を日本語、英語で表示。



最寄り駅の方角を日本語、英語でわかりやすく表示。

5. (2) 標識の配置・表示方法・情報内容の充実

コラム

標識(サイン)の3要素を備えていますか

標識(サイン)は、「分かりやすさ・読みやすさ・美しさ」が3要素といわれており、既存のサインを3つの視点で確認してみると望ましい。

(1) 分かりやすさ

- ・ 利用者が知りたいと感じる場所に、知りたい事柄を案内しているか。
- ・ 理解しやすい言葉を使用しているか。
- ・ 判断しやすい表現となっているか。

(2) 読みやすさ

- ・ 表示の大きさは適切か。
- ・ 照度は十分か。高齢になるに従って最適な照度は高くなる。
- ・ 近づいて読めるか。車椅子使用者が近寄って見るにはフットレスト(足のせ)が入るだけの蹴込みも必要。

(3) 美しさ

- ・ サインが整理されているか。
- ・ メンテナンスはきちんとできるか。
- ・ 形や表現を統一しているか。
- ・ 建物の雰囲気にあっているか。

出典「既存建築物の視覚情報サイン改善マニュアル」(熊本県)より一部改変

使える状態になっていますか

- ・ 公園内の触知案内図等は、風雨や直射日光等厳しい環境条件下に設置されたものが多く、埃や鳥の糞等の汚れ、表示面の劣化、発錆などにより、安全で清潔に利用できる状態であるとは限らない。
- ・ 視覚障害者は、汚れているか視覚で確認できないため、触知案内図等を安心して気持ちよく触ることができるよう、日常的な清掃、定期的な触知板の交換が望ましい。また、改修を行う場合は、視覚障害者等からの意見聴取等を行い、利用者特性や利用実態等に合ったものとするのが望ましい。



黒地に白の文字、ピクトグラムで輝度コントラストを十分確保して大きく表示し、視認性が高い。ピクトグラムはJISに適合、周辺環境にも調和したデザイン。



JISに適合したピクトグラムで情報提供。独自にデザインしたピクトグラムは、意味が理解しにくい、見づらいとの声もあり、JISを用いることが望ましい。



視覚障害者が安心して気持ちよく利用できるよう、埃等の汚れの日常的な清掃、表示面の劣化や発錆等が生じた触知案内図の定期的な維持管理が重要。



手すりに貼り付けた点字も触知案内図と同様に汚れている可能性があるため、できれば触りたくないという当事者の意見もあり、日常的な清掃が望まれる。

ガイドライン改訂のポイント

- 車椅子使用者用観覧スペースの設置数の最低数を記載、同伴者席を車椅子使用者用観覧スペースの横に隣接して確保することなど記載を充実
- 車椅子使用者用観覧スペースに関するその他の記載を充実

改訂前

2-2-4 野外劇場・野外音楽堂

3) 車椅子使用者用観覧スペースの設置数（関係箇所抜粋）

- 当該野外劇場の計画収容者数が200人以下の場合は、計画収容者数に50分の1を乗じて得た数以上、計画収容者数が200人を超える場合は、計画収容者数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用観覧スペースを設置する。

5) 車椅子使用者用観覧スペースの構造（関係箇所抜粋）

 ② 段
（略）

③ さく等

- 車いす使用者等が転落するおそれのある場所には、さく等危険防止のための設備を設ける。

（記載なし）

① 広さ

- ◇車いす使用者用観覧スペースの隣には同伴者用座席を確保することが望ましい。

改訂第2版(P58~63)

2-2-4 野外劇場・野外音楽堂

3) 車椅子使用者用観覧スペースの設置数（関係箇所抜粋）

- ◎当該野外劇場の計画収容者数が200人以下の場合は、計画収容者数に50分の1を乗じて得た数以上、計画収容者数が200人を超える場合は、計画収容者数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用観覧スペースを設置する。
- 車椅子使用者用観覧スペースは、車椅子使用者のグループ利用を考慮し、少なくとも3以上設ける。
- 車椅子使用者用観覧スペースは、少なくとも同時に2以上の車椅子使用者が利用できる専用スペースとして、固定位置に確保する。

5) 車椅子使用者用観覧スペースの構造（関係箇所抜粋）

② 床面・段

- 車椅子使用者用観覧スペースが他の観覧席より高い位置にある場合には、床の端部に脱輪防止用の立ち上がりを設ける。

③ さく等

- ◎車椅子使用者等が転落するおそれのある場所には、さく等危険防止のための設備を設ける。
- 車椅子使用者用観覧スペースの前面に設ける手すりの高さは、サイトラインに十分配慮する。

④ サイトライン

- 車椅子使用者用観覧スペースは、前後の客席・観覧席の位置、高低差を考慮し、ステージ等へのサイトラインを確保する。

⑤ 同伴者用(介助者、家族、友人等)の観覧席

- 車椅子使用者の同伴者席は、車椅子使用者用観覧スペースの横に隣接して設ける。
- 客席スペースや構造等により、車椅子使用者の同伴者席を隣接して設けられない場合には、車椅子使用者用観覧スペースにできるだけ近い位置に設ける。

参考事例



地形を活用して設置した野外ステージの観覧席の最前列に車椅子使用者用観覧スペース（国際シンボルマークで表示）を確保。



左写真と同じ。観覧席前列のベンチ間に車椅子やベビーカーを横付けできるスペースを確保。介助者や家族・友人と一緒にイベントを楽しめるように配慮。



観覧席最上部に車椅子使用者用観覧スペースと斜面スタンドへの転落防止柵を設置。



野外ステージの観覧席最前列にアクセスできるスロープを設置し、観覧席最上部と最前列に車椅子使用者が観覧できるスペースを確保。

5. (4)その他 関連する参考事例

参考事例



車椅子のまま席と一緒に着ける野外卓。



石張り舗装の一部に、車椅子やベビーカー等が通行しやすいよう平滑な舗装部分を確保。



ベビーカー置き場（専用区画をテープで表示、案内板を設置）。



解説サインに添付されたQRコードで多言語対応のウェブサイトへ誘導。

